



年金の「未納」「未加入」「免除」期間がある60歳以上の方へ あなたも国民年金を増やしませんか？

やむを得ない事情により、国民年金保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて年金額が少なくなってしまいます。

国民年金には、本人の申し出により「60歳以上65歳未満」の5年間（納付月数480月まで）、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる【任意加入制度】があります。

国民年金任意加入制度Q&A

Q. 任意加入に条件はありますか？

A. 次の①～⑤のすべての条件を満たす方です。

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
- ④厚生年金保険に加入していない方
- ⑤日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動（医療滞在）」や「特定活動（観光等を目的とするロングステイ）」で滞在する方ではない方

上記のほか

- ・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。
- ・外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

Q. 任意加入によるメリットはありますか？

A. 次のメリットがあります。

- ・65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。
- ・万が一の際にも備えられます。
- ・長生きするほど、生涯に受け取る年金額も多くなります。
- ・納めた保険料は、社会保険料控除の対象となります。

Q. 毎月の保険料はいくらになりますか？

A. 国民年金の保険料は、月額16,610円（令和3年度）です。

- ・保険料の納付方法は、口座振替になります。
- ・保険料の前払いにより、割引される前納制度もあります。

Q. 任意加入はどこで手続きをすればよいのですか？

A. 本人がお住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口です。

手続きの際は、次のものをご用意ください。なお、加入日は申し出を行った日です。

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・預貯金等通帳、印鑑（金融機関届出印）

【お問合せ】 住民生活課 担当：金沢

村県民税（3期）、固定資産税（3期）、国民健康保険税（4期）、
介護保険料（3期）の納期は、

11月1日(月)

です。忘れずに納入しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。